

高橋・只木ゼミ夏合宿第2問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

I. 反対尋問

- 5 1. 現行刑法における、共同正犯と教唆・幫助犯との整合性をどう考えているのか。
2. 構成要件論の見地から、構成要件を離れた行為を共同正犯と認めてもよいのか。

以上